

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替届出書

一関市長 様	令和 年 月 日提出	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号											
		給与支払者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)											法人番号										
		所在地 (住 所)	〒	-											担 当 者	所 属								
												氏 名												
												電 話 番 号												

下記の者について、普通徴収の第 期から第4期までを 月分 (年 月 日納入分)より当事業所で特別徴収致します。 納入書 ※要か不要か選ぶ

給与 所得者	フリガナ											申請理由(○を付けてください)	普通徴収納付書の回収 (○を付けてください)	市 記 入 欄																				
	氏名											入社したため	済	仮通知	INSIDE																			
	生年月日	年 月 日										復職したため	未済	FMTN	督促停止 (要 ・ 不要) 口振停止 (要 ・ 不要)																			
	1月1日住所											本人希望	口座振替	年税額																				
	現住所											その他 ()	受給者番号	納付済額(普)	宛名番号																			
																								納付済額(特)										
																								特徴切替額										
																								月～										
																								月～										

給与 所得者	フリガナ											申請理由(○を付けてください)	普通徴収納付書の回収 (○を付けてください)	市 記 入 欄																				
	氏名											入社したため	済	仮通知	INSIDE																			
	生年月日	年 月 日										復職したため	未済	FMTN	督促停止 (要 ・ 不要) 口振停止 (要 ・ 不要)																			
	1月1日住所											本人希望	口座振替	年税額																				
	現住所											その他 ()	受給者番号	納付済額(普)	宛名番号																			
																								納付済額(特)										
																								特徴切替額										
																								月～										
																								月～										

切替届出書提出締切日と
税額通知書発送日の日程(令和7年度)

特別徴収を開始する月は、給与事務の状況に応じて指定してください。
下の表のとおり、上段の届出書提出締切日までに届いた切替届出書について、下段の税額通知書発送日に特別徴収税額通知書を送付します。

	6月	7①月	7②月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
届出書提出締切日	6月9日 (火)	6月25日 (木)	7月10日 (金)	8月12日 (水)	9月10日 (木)	10月9日 (金)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月13日 (水)
税額通知書発送日	6月17日 (水)	7月3日 (金)	7月21日 (火)	8月20日 (木)	9月18日 (金)	10月20日 (火)	11月18日 (水)	12月18日 (金)	1月21日 (木)

月 割 額 の 連 絡

月割額の事前連絡が必要な場合のみご記入ください。

月 日 までに、連絡希望。

毎月の提出締切までに受理した届出分で、通知の発送日(左表のとおり)前に税額のお知らせが必要な場合は文書または電話でお知らせします。
毎月の提出締切までに受理したもので、事前連絡が必要な場合は15日以降の対応となります。
なお、上記の日付が「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の送付で間に合う場合には、事前連絡を省略しますので予めご了承ください。

- ※ 納期が過ぎた「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」分は特別徴収に切り替えることができません。切り替えたい期別分の納期の日までにこの届出書を提出してください。
- ※ 二重納付防止のため、本人あてに送付している「普通徴収市民税・県民税・森林環境税領収済通知書(納付書)」のうち、今回特別徴収に切り替える期別分の納付書を回収しこの届出書と一緒に送付してください。
なお、普通徴収で納付済みの税額がある場合には、領収印のある領収証書はご本人が保管してください。
- ※ 一関市から貴事業所への「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」については、毎月の提出締切までに受理した届出書分を上記の表の日程のとおり発送します。
提出締切日以降に受理した分は翌月の処理になりますのでそれらを考慮し、切替開始月を指定して下さい。
- ※ 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。